



マイナンバーカードの申請がお済みでない方へ

☎ 住民生活課 ☎ 53・2112

《集会所へ出張申請を行います》

マイナンバーカードの申請がお済みでない方を対象に、下記日程にてマイナンバーカードの出張申請を受け付けます。カードをお持ちでない方は、この機会に申請をお願いします。

※下記会場にて写真撮影を含む申請サポートのみを行います。

◆開催日時

第1回	2月21日(水)	防災センター	9:30~11:00
		関和久宿集会所	13:30~15:00
第2回	2月25日(日)	役場内村民ホール	8:30~12:00

◆お持ちいただくもの

本人確認書類(運転免許証、保険証、各種受給者証等) ※本人確認書類は必ずお持ちください。
通知カード(紛失した場合は、会場内でお声掛けください。)

◆完成後のカードについて

カードは申請から1か月程度で発行されます。完成したカードは簡易書留でご自宅にお届けします。



《マイナンバーカード個別出張申請を行っています》

村内にお住まいの方で、役場・出張申請会場への移動が困難な方、または地域団体等でご希望があれば、村職員がご自宅等に出向いてマイナンバーカードの申請を受付けます。

カードは後日簡易書留でご自宅に郵送します。※地域団体等の方は5名様以上から対応します。

実施日時は希望日時に応じて、原則平日の9:30~16:00で実施します。詳細はお問い合わせください。

《カードのお受取がお済みでない方へ》

既にマイナンバーカードの申請がお済みの方で、カードの交付通知書(はがき)が届いており、カードの受取期間が経過されている方は、お早めに窓口でお受取の手続きをお願いいたします。平日のマイナンバーカードお受取可能時間は、9:00~17:00です。

◆カードお受取時にご持参いただくもの

- ①本人確認書類(運転免許証、保険証、学生証、各種受給者証等)
- ②交付通知書(はがき)
- ③通知カード(お持ちの方)

※マイナンバーカードの代理人による受取について

マイナンバーカードは、原則ご本人が泉崎村役場でお受取となりますが、代理人によるお受取が可能な場合があります。対象者は下記のとおりです。※なお、代理人によるお受取の際は、代理人の本人確認書類も必要となります。詳細はお問い合わせください。

- ・成年被後見人
- ・病気、身体障がいのため来庁が困難な方、要介護、要支援認定を受けた方、身体以外の障がいがある方
- ・長期入院者、施設入所者
- ・75歳以上の高齢者
- ・妊婦
- ・小学生及び未就学児、中学生、高校生、高専生、海外留学をしている方

塗装(ペンキ)工事なら

見積り無料

【工事内容】

塗装工事一般・各種吹付住宅内外・店舗・高層ビル・工場設備塗装・店舗什器・家具塗装

塗装の事なら何でもご相談下さい

*職人(経験者)見習い募集中

県知事許可(般-2)第27330号

塗装工事一般・各種吹付・家具塗装

MBK・エム美装工芸社

(労大臣認)一級建築塗装技能士(95-1-060-07-11)

〒969-0101 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字鶴番小屋9番地

☎0248(53)4066 FAX(21)6678

令和6年4月1日から「ごみ処理料金」が変わります 問 住民生活課 ☎ 53・2112

ごみの減量化と分別・資源化の促進、排出量に応じた費用負担の公平性を図るため、平成11年10月よりごみ処理経費の約1/2を負担いただいているところですが、開始から24年が経過し、ごみ処理経費が著しく増大していることから、現在の処理単価に合わせた料金に改正するものです。

1 ごみの自己搬入

項目	旧料金		新料金	
家庭系ごみ 自己搬入	可燃ごみ	80円/10kg	可燃・不燃ごみ	150円/10kg
	不燃ごみ	90円/10kg		
事業系ごみ 自己搬入	可燃ごみ	95円/10kg	可燃・不燃ごみ ※不燃ごみは許可業者のみ	200円/10kg
	不燃ごみ	110円/10kg		
※1 「処理困難なごみ」は品目別料金となります。		処理困難なごみ ※1	廃家電4品目 ※2	1,700円/1台
※2 廃家電4品目は「エアコン」、「テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」になります。			タイヤ	600円/1本
			畳	500円/1枚

2 粗大ごみの戸別収集

項目	旧料金		新料金		
粗大ごみ 戸別収集	大	1,000円/個	収集運搬料金 ※3	1,500円/1回	
	小	500円/個	処理料金	廃家電4品目 ※2	1,700円/1台
				タイヤ	600円/1本
			その他	500円/1点	

※3 粗大ごみ戸別収集は「収集運搬料金+処理料金」の合計額となります。

◆お問い合わせ先

- ・ 泉崎村役場 住民生活課 ☎ 0248-53-2112
- ・ 白河地方広域市町村圏整備組合 衛生課 ☎ 0248-28-3558

令和5年分確定申告相談会のお知らせ

問 税務課 ☎ 53・2113

- ◆ 期 間 2月9日（金）～3月15日（金） ※土曜・日曜・祝日を除く。
- ◆ 受付時間 8:30～11:30・13:00～15:30
- ◆ 会 場 泉崎村役場 村民ホール
- ◆ 必要な書類等

- ・ 番号確認書類（マイナンバーカード・通知カード等）と身元確認書類（免許証等）
- ・ 税務署からハガキ等が送付されている場合はその書類
- ・ 所得税の還付がある方は通帳
- ・ 給与や報酬、年金収入がある方は、源泉徴収票の原本
- ・ 給与や年金以外に収入がある方は、関係帳簿やその収入を証明する関係書類等の全て
- ・ 控除がある方は、該当する控除の領収書原本や証明書類の全て
- ・ 医療費控除を受ける方は、人ごと・医療機関ごとに金額を整理した上でお越しく下さい。



お客様の喜び

ハウスクリーニング 白河装美

〒969-0103 泉崎村大字北平山字下原25-1
TEL&FAX 0248-21-5143

信頼と・施工実績No.1

太陽光発電設備・オール電化設備

有限 齋藤 電 工 会 社

〒969-0103 泉崎村北平山字中島130-1
TEL 53-2914 FAX 53-4566

冬期の水道利用について

☎建設水道課 ☎53・2114

水道管の凍結しやすい時期です。万が一凍結してしまった場合は、下記の業者へご相談ください。

～冬期水道管のお手入れ～

- ・水抜きハンドルを回して水を止め、蛇口を一か所（風呂場等がベスト）開け、水道管内の水を完全に抜いておく。
- ・風呂のボイラー等に風よけがついていない場合は、周りを板等で囲っておく。
- ・水道管が凍ってしまった場合、該当箇所付近にお湯をかければ直る場合があるので、非常用にバケツ等に水を汲んでおく。

～建設水道課からのお願い～

水道の量水器（メーターボックス）の上には物を置かないようにし、周りはきれいな状態を保つようお願いします。

《指定給水装置工事事業者リスト》

事業者名	住 所	電話番号
(有) ウ ナ ガ ミ	泉崎字寺前61	53-2171
(株) 兼 千	関和久字瀬知房5	54-1101
木 戸 設 備	関和久字漆久保6	53-3268
草 野 設 備	踏瀬字長峯50	53-2267
さかもとサービス	泉崎字長峯1	53-2075
(有)ドルフィン	踏瀬字長峯79-2	29-8925

(50音順)

除雪作業にご協力ください

☎建設水道課 ☎53・2114

村では生活路の交通の確保のため、村道の除雪を行います。除雪作業をスムーズに行うためには、村民の皆さんのご理解とご協力が欠かせません。ルールとマナーを守り、冬期間を安全・快適に過ごしましょう。

除雪作業をスムーズに行うために次の事項にご協力ください。

◆路上駐車や公共施設への夜間駐車はやめてください。

路上に車両があると、除雪を中断しなければなりません。緊急車両の通行の妨げにもなりますのでやめましょう。

また、公共施設への夜間駐車も除雪作業の妨げになりますので、駐車しないでください。

◆敷地内の垣根等の剪定をお願いします。

垣根や立木の枝が除雪車の通行に支障をきたす場合があります。伸びた枝は切り落とすなどしてください。

緊急を要する場合は村で切り落とす場合がありますので、ご了承ください。

◆出入口の除雪は各ご家庭でお願いします。

除雪作業は限られた時間で広範囲に行うため、除雪した雪が皆さんの家の出入口をふさいでしまうことがあります。各ご家庭の出入口付近の除雪にご協力をお願いします。

また、道路わきの私物等で支障になるものは降雪前に必ず撤去してください。

◆道路への雪出しは禁止です。

除雪した道路に雪を出してしまうと、道路が凸凹になり事故につながります。道路は雪の捨て場ではありません。道路に雪を出すのはやめましょう。

◆除雪作業が遅れる場合があります。

除雪作業はできるだけ早い時間に行うよう努めていますが、積雪状況や道路状況等により遅れる場合があります。

また、除雪は主要村道や通学路等の生活路から始まりますので、地区により進度が異なります。ご了承ください。

《除雪に関する問い合わせ》

・村道：村役場建設水道課

☎0248-53-2114

・県道：福島県南建設事務所

☎0248-23-1631(平日)・0248-23-1525(夜間・休日)

・国道：郡山国道事務所郡山維持出張所

☎024-932-4486

確かな信用、確かな技術

上下水道・設備工事・土木とび工事

かね せん
「株式会社 兼 千」

〒969-0102 泉崎村大字関和久字瀬知房5
TEL 54-1101 FAX 54-1103

福島県屋外広告業登録 第30010号

T-Sign 富永看板店

〒969-0105 福島県西白河郡泉崎村大字踏瀬字長峯52
TEL/0248-53-3199 FAX/0248-53-2264
E-mail/t-sign@galaxy.ocn.ne.jp

令和6年度の泉崎村育英奨学資金の奨学生を次のとおり募集いたします。

【募集期間】 令和6年3月1日(金)
～3月19日(火) 17:00まで

【応募資格】

- (1)高等学校・高等専門学校、短期大学、大学及びこれらの教育機関と同等とみなされるその他の教育機関に在学し、品行が正しく学術にすぐれ、身体が強健であること。
- (2)奨学生及びその父母が泉崎村に引き続き1年以上居住していること。
- (3)経済的理由により就学が困難と認められること。
- (4)国県又は、他の団体から同種類の奨学資金の貸与又は給付を受けていないこと。
- (5)泉崎村育英基金募集要項及び選考要領等による。

【貸与条件】

- (1)貸与利息：無利息
- (2)貸与期間：奨学生の在学する学校等の正規の修学期間
- (3)償還方法：貸与期間の終了から7日以内に「借用書」を提出するとともに、その6か月後から10年以内^{※2}において年賦、半年賦、月賦により返還すること。

【経済力基準】

経済的理由により就学困難と認められるかどうかの判断は、本人の属する世帯人員別収入基準額を設定し、本人の属する世帯の1年間の総所得金額と、これに対する世帯構成を考慮した認定総所得金額を算出し、この額が収入基準を上回っていないことを原則とします。詳しくは、泉崎村教育委員会(教育課)までお問い合わせください。

【奨学資金の種類・貸与月額】

種類	貸与月額	備考(貸付例)	※貸付総額
高等学校	20,000円	3年	20,000円×36ヶ月= 720,000円
高等専門学校	20,000円	4年	20,000円×48ヶ月= 960,000円
短期大学	40,000円 ^{※1}	2年	40,000円×48ヶ月= 960,000円
大学	40,000円	4年	40,000円×48ヶ月= 1,920,000円
		6年	40,000円×72ヶ月= 2,880,000円

※1 専門学校は短期大学(月額40,000円)と同種の区分とします。 ※2 制度改正により変更となる場合があります。

北海道・三陸沖で想定されている巨大地震や津波に備えましょう

日本海溝・千島海溝沿いでは過去に巨大地震が繰り返し発生しており、大きな地震の後に、さらに大きな地震が発生した事例もあります。

大きな地震が発生すると、それに続く次の地震「後発地震」の発生可能性が、平時より高まると考えられます。このため、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域でM7.0以上の地震が発生した場合に、気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表され、注意が呼びかけられます。

地震や津波は、備えることで被害を減らすことができます。「後発地震」が必ず発生するとは限りませんが、この情報を見聞きしたら、地震への備えの再確認と、「後発地震」の発生時にすぐに津波から避難できる準備をお願いします。

また、地震は突発的に発生することの方が多いので、日頃から家具等の固定や避難場所・避難経路の確認等を行い、地震に備えておきましょう。(内閣府・気象庁)

詳細は、内閣府のホームページでご確認ください。

https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/index.html

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震及び「北海道・三陸沖後発地震注意情報」に関するチラシ・マンガ・リーフレット・動画のQRコード



チラシ



マンガ・リーフレット



動画

